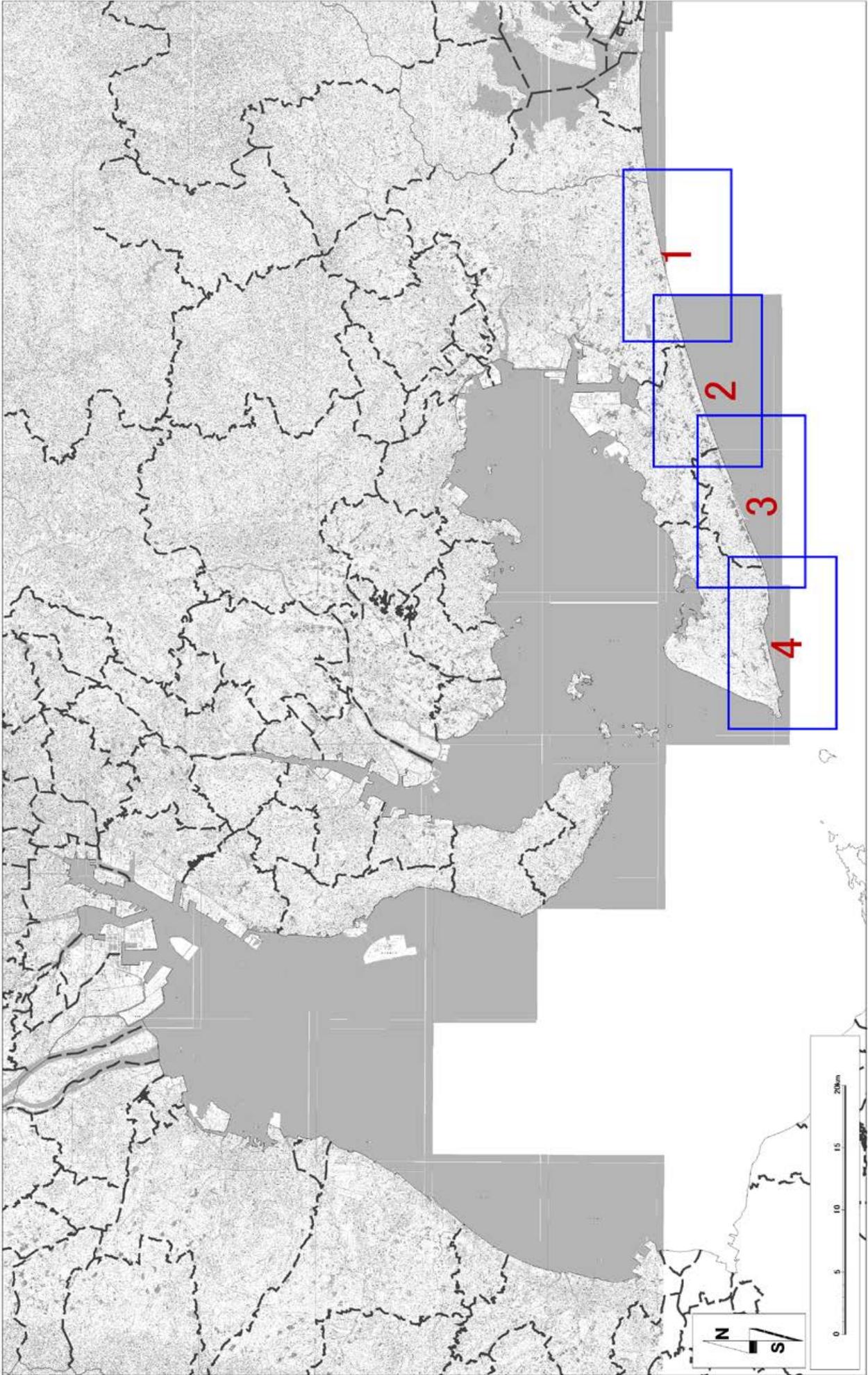
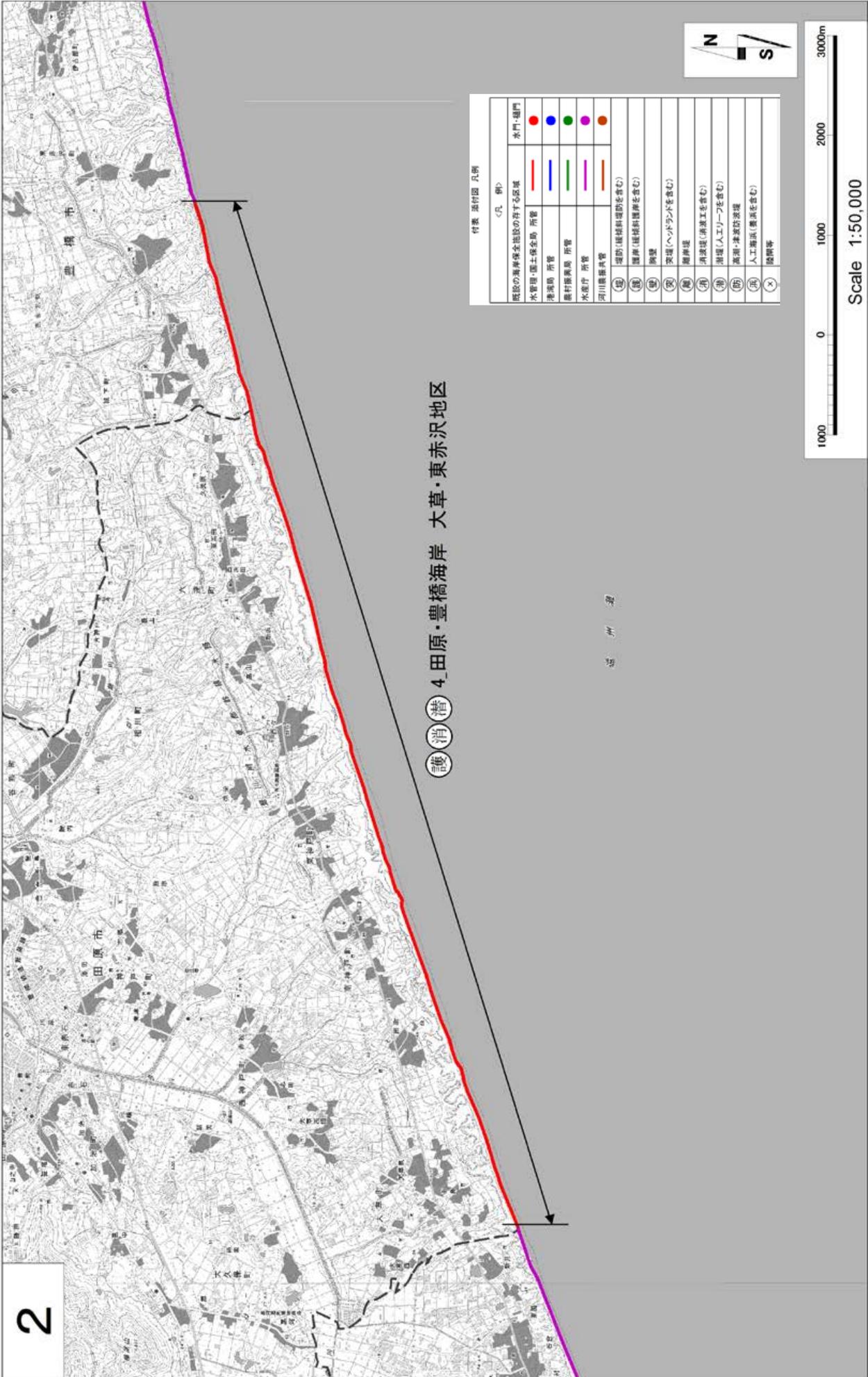


ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 遠州灘プ ロック	二川漁港	1	豊橋市 (水産庁)	豊橋市 (水産庁)	状況	護岸		2,742	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	アカワミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する ・サーフインなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する ・砂浜の保全
	豊橋	2	愛知県 (水管理・国土保 全局)	豊橋市	状況	護岸		2,040	4.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	アカワミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する ・サーフインなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する ・砂浜の保全
自然利用 ゾーン 遠州灘プ ロック	高豊漁港	3	豊橋市 (水産庁)	豊橋市	状況	護岸		2,449	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	アカワミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する ・サーフインなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する ・砂浜の保全
	田原・豊橋	4	愛知県 (水管理・国土保 全局)	豊橋市	状況	消波堤		3,503	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	アカワミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する ・サーフインなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する ・砂浜の保全
田原・豊橋	大草・東赤 沢	4	豊橋市	豊橋市	状況	護岸		300 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	アカワミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する ・サーフインなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する ・砂浜の保全
	田原市	状況	護岸		3,848	4.2	-	-	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	海食崖を中心とした海岸景観の保全に配慮する ・サーフインなどのレクリエーション利用や計画している利便施設の整備推進に配慮する ・砂浜の保全
田原市	状況	消波堤		8,530	-	-	-	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区画名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号			地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 瀬州灘ブ ロック	赤羽根漁 港	5	愛知県 (水産庁)	田原市	- 海岸林 住宅地 農用地	-	護岸		8,955	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・アカウミガメの産卵地、海浜植生と一色の 磯の保全に配慮する ・サーフィンなどのレクリエーション 利用に配慮する ・砂浜の保全
							離岸堤		1,669 15基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤		940	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等		7基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							護岸		836	4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	渥美	7	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地 農用地	-	港堤		200 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・アカウミガメの産卵地、海浜植生と日山の 石門、恋路が浜などの海岸景観の保全に配 慮する ・渥美半島の観光資源を活かしたレクリエー ション利用、釣り、既設の利便施設に配慮す る ・砂浜の保全
							消波堤		10,300	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸		280	9.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							港堤		900 6基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤		400	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	



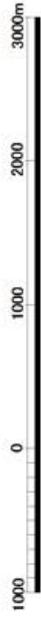


2

消 滅 議 4 田原・豊橋海岸 大草・東赤沢地区

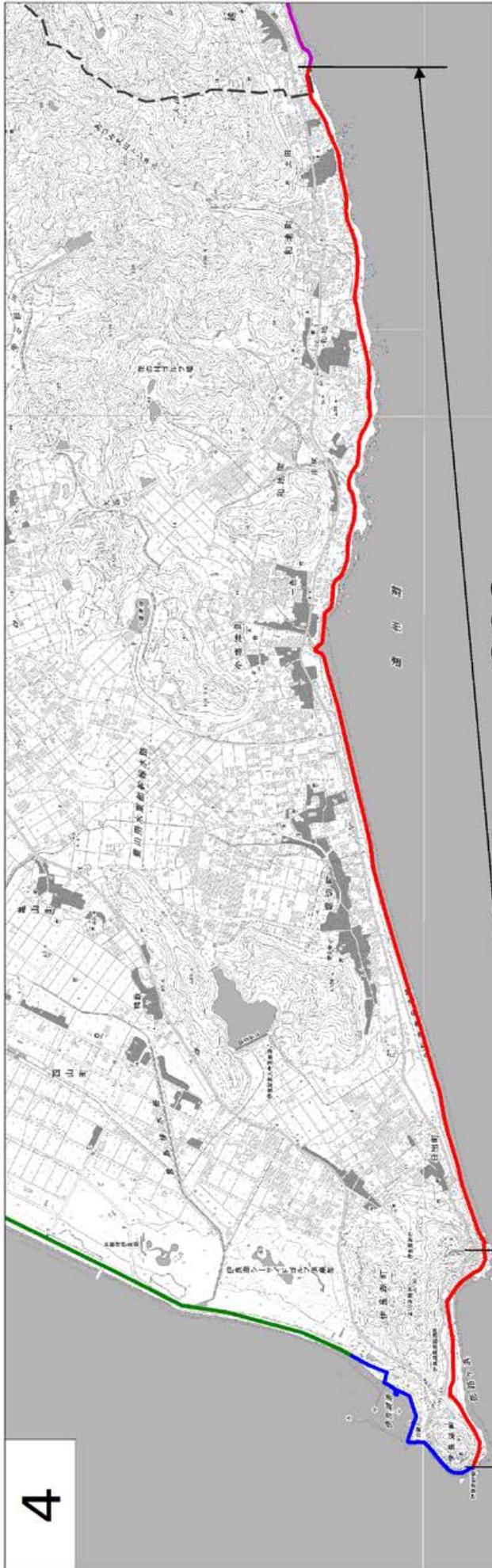
付表 消滅図 凡例

既設の海岸保全施設の存する区域		水門・堤門
水管理・国土保全局 所管	—	●
津波局 所管	—	●
農村振興局 所管	—	●
水産庁 所管	—	●
河川農業局 所管	—	●
堤防 (堤防材料堤防を含む)	—	
護岸 (護岸材料護岸を含む)	—	
防壁	—	
突堤 (ヘッドランドを含む)	—	
扇状堤	—	
消波堤 (消波工を含む)	—	
消堤 (人工リーフを含む)	—	
防波・津波防護堤	—	
人工渚浜 (養浜を含む)	—	
陸揚等	—	



Scale 1:50,000

4

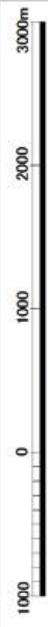


⑥ 護 潜 消 6. 渥美海岸 日出・和地地区

⑦ 護 潜 消 7. 渥美海岸 伊良湖・日出地区

付表 消潜図 凡例

既設の海岸保全施設の付する区域		水門・堤門
水管理・国土保全局 所管	—	●
津浜局 所管	—	●
農村振興局 所管	—	●
水産庁 所管	—	●
河川農業局 所管	—	●
堤防 (既設) (堤防維持費を含む)	—	
護岸 (既設) (護岸維持費を含む)	—	
防壁	—	
突堤 (ヘッドランドを含む)	—	
扇状堤	—	
消波堤 (消波工を含む)	—	
消波堤 (人工リーフを含む)	—	
高潮・津波防護堤	—	
人工障浜 (農浜を含む)	—	
防風林等	—	



Scale 1:50,000